

前橋市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 前橋市地域公共交通会議(以下「交通会議」という)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議することを目的として設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、旅客の利便性を損なわない次の各号に掲げる事項については、協議を省略することができる。この場合において、会長が決定事項を書面により速やかに交通会議へ報告するものとする。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数の変更(増回のみ)
- (3) バス停留所の新設及び位置の変更並びに名称の変更

(交通会議の組織)

第3条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席した委員の3分の2をもって可決とする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、交通会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(協議結果の取り扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、

当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第7条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める交通会議の委員その他交通会議が必要と認めた者をもって組織する。

3 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(通報窓口)

第8条 地域公共交通に係る相談、苦情に応じるため、政策部交通政策課に通報窓口を設置する。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、政策部交通政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月16日から施行する。

この要綱は、平成20年7月3日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表

前橋市地域公共交通会議委員（デマンドバス）

- (1) 前橋市副市長
- (2) 群馬県バス協会
- (3) 群馬県ハイヤー協会
- (4) 前橋地区ハイヤー協議会
- (5) 群馬運輸支局
- (6) 群馬県交通政策課
- (7) 前橋工科大
- (8) 赤城タクシー
- (9) 日本中央バス
- (10) 日本中央交通
- (11) サイトウ観光
- (12) 大胡地区自治会連合会
- (13) 宮城地区自治会連合会
- (14) 粕川地区自治会連合会
- (15) 大胡地区地域審議会
- (16) 宮城地区地域審議会
- (17) 粕川地区地域審議会
- (18) 前橋市東部建設事務所
- (19) 群馬県道路企画管理課
- (20) 前橋東警察署
- (21) 全国交通運輸労働組合群馬県支部